



米国税制改革の日系企業への影響について

みずほ銀行 国際戦略情報部 次長 小関 健一郎 (現在、国際法人営業部 副部長)

トランプ米国大統領は、2017年12月22日に上下両院の改正法案を統一した最終案に署名。1986年のレーガン政権以来の大規模税制改革法案が成立し、ようやく主要選挙公約の1つを果たすことができた。今回の法案成立のおおまかな流れとしては、まず上院・下院が別々の改正案を可決し、最終的に2日あまりで約1,000ページにもわたる法案を擦り合わせた。それゆえ、かなり「拙速」に決まったというのが実情であり、いまだに会計士によって解釈の相違が見られ、実務上の対応が不明という事項も多々ある。

そのような状況ではあるが、日系企業への影響や対応事項を整理してみたい。

今回の税制改革概要

今回の税制改正の「目玉」は従来最高税率35%であった連邦法人税率を一律21%とすることであるが、マイナス面としては、10年間で約1.5兆米ドルの政府歳入減となると試算されている。一方で「テリトリアル課税」による海外子会社剰余金の配当金還流や、固定資産(ただし動産に限る)の一括償却による設備投資促進など、米国経済を活性化する意図が種々盛り込まれている。

懸念されていた国境調整税や物品税の導入は見送られたが、代替的観点も含めて導入された「BEAT (Base Erosion and Anti Abuse Tax) 課税」は米国外関連者^{*1}に多額のロイヤルティや利息、保証料などの支払いを行う米国子会社を有する日系企業にとっては大きな増税となることが危惧される。そのほか、CFC (Controlled Foreign Corporation・被支配外国法人) の定義拡大(後述)による、連結対象として課税されるグループ会社が広がる可能性があることも注意を要する。

図表1. 法人税に係る主な改正点

		変更前	変更後
ビジネス 関連	①連邦法人税減税	最高税率35%	一律21%に引き下げ(減税)
	②受取配当金控除	80%(所有率20%~80%)、70%(同20%未満)	同65%、50%に引き下げ(増税)
	③欠損金との通算控除制限	100%可能/2年繰戻、20年繰越	控除上限は当期課税所得の80%/繰戻なし/永久繰越(増税)
	④固定資産取得時の一括償却	MACRS(修正加速度償却)適用	5年間限定で一括償却が可能に(控除前倒し)
	⑤支払利息損金不算入	EBITDAの50%超過分/非適格利子の少ない方	EBITDAの30%超過分(増税)
国際課税 関連	⑥海外配当金益金不算入(テリトリアル課税)	海外子会社からの配当は米国で課税されるとともに、外国税額控除により二重課税を排除	米国法人が10%以上の株式を保有する外国法人から受け取る配当金が益金不算入に(減税)
	⑦強制見なし配当課税		海外留保所得に対する課税(現金・現金同等物: 15.5%、事業資産再投資額: 8%)
	⑧税源侵食防止規定(BEAT課税)		課税所得に「税源侵食的支払」を加算した額の10%が法人税額を超過した分を課税
その他	⑨CFCの定義拡大	米国法人の10%以上保有兄弟会社	米国法人が少しでも保有している兄弟会社

出所: 法案原文、Shearman & Sterling LLP、PwCなどから、みずほ銀行国際戦略情報部作成

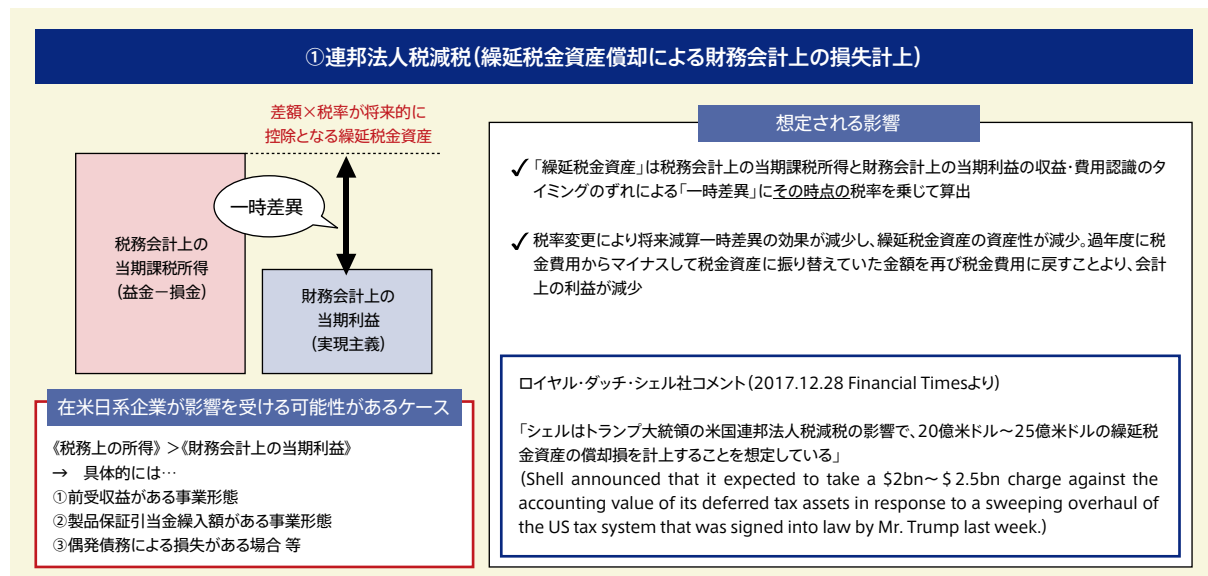
日系企業への影響(その1) 減税の税効果会計への影響

通常「減税」といえば納税者にとって良いことばかりのようだが、新聞紙面にて、今回の減税が財務会計上の損失計上につながるとの記事をご覧になられた方もおられよう。たとえば、ロイヤル・ダッチ・シェル社はフィナンシャルタイムズ紙にて、今回の法人減税によって約20億～25億米ドルの損失を計上すると報じている。これは「繰延税金資産償却」によるものである。

「繰延税金資産」とは税務会計上の当期課税所得と財務会計上の当期利益の収益・費用認識のタイミングのずれによる「一時差異」にその時点の税率を乗じて算出するものである。従って税率変更により、将来控除できる税金が減少するため、繰延税金資産の資産性が減少。その結果、会計上の利益が減少するもので、不動産賃貸業など、前受収益があるような業種がこれに該当する。

逆のケースとして、税務上の収益認識が遅行するような「繰延税金負債」となった場合は、税率の低下は財務会計上の利益押し上げ要因となる。

図表2. 連邦法人税減税による税効果会計への影響



出所: みずほ銀行国際戦略情報部作成

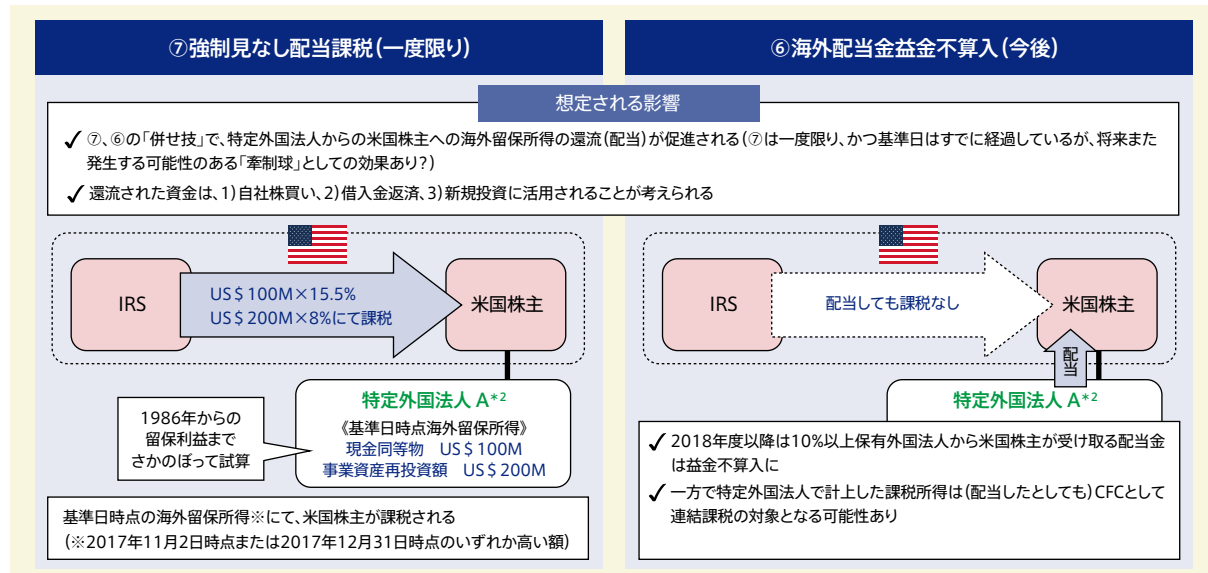
日系企業への影響(その2) 強制見なし配当課税による影響

強制見なし配当課税は、米国株主の特定外国法人^{*2}が1986年以降、米国に配当せずのためにため込んだ留保利益について、(あたかも配当をしたかのように)ペナルティとして課税するものである。税率は、現金および現金同等物が15.5%、事業資産再投資額が8%であるが、基準日をすでに過ぎている(2017年11月2日時点、または2017年12月31日時点のいずれか高い額)ので、もはや回避できるものではない。

日系企業におかれては、もし米国子会社が係る「特定外国法人」を有する場合は、早急に会計士と累積した留保利益を算定することをお勧めする。

一方で、2018年度以降は、10%以上保有外国法人から米国株主が受け取る配当金は益金不算入となる。前述の「強制見なし配当金」は一度限り、かつ基準日はすでに経過しているが、将来また発生する可能性のある「牽制」としての効果を発揮し、また、係る海外配当金益金不算入との「併せ技」により、配当金の米国への還流が進むものと考えられる。還流した資金は、①自社株買い、②借入金返済、③新規投資などに活用されると考える。

図表3. 強制見なし配当課税による影響

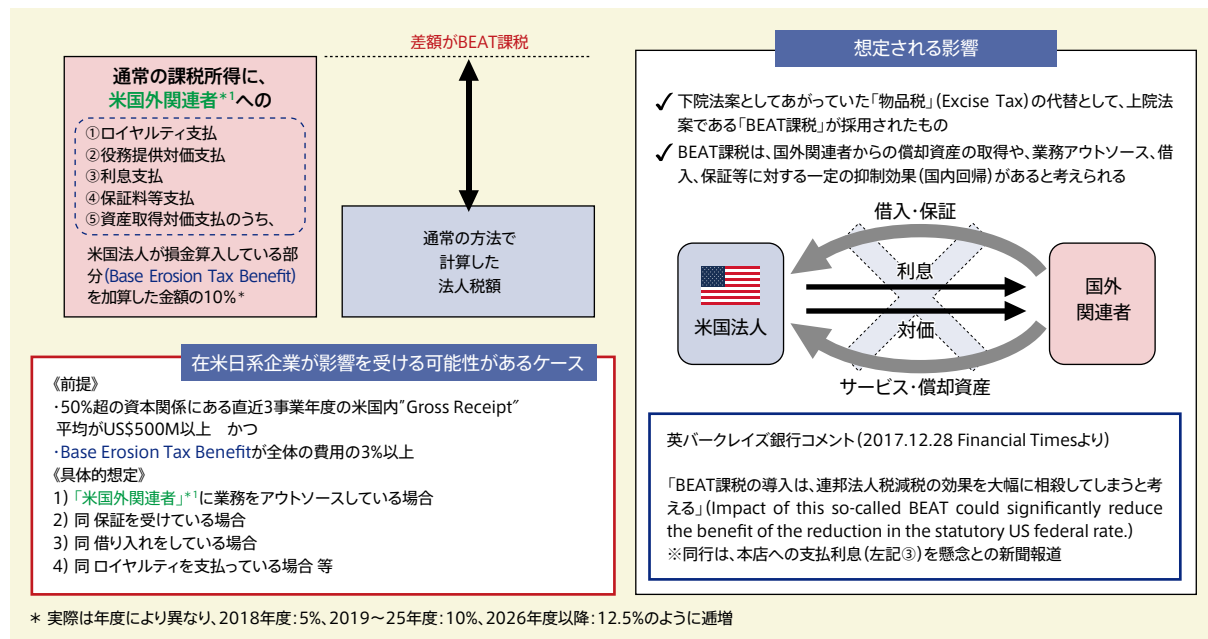


(注) IRS (Internal Revenue Service) : アメリカ合衆国内国歳入庁
 出所: みずほ銀行国際戦略情報部作成

日系企業への影響(その3) 税源侵食防止規定 (BEAT課税) による影響

当該「BEAT課税」は、下院法案としてあがっていた「物品税」(Excise Tax)の代替として、上院法案に採用されたものである。基本的な発想は類似しており、「米国でできることは米国内でやらせよう」ということである。具体的には、米国外関連者*1への、①ロイヤリティ、②役務対価、③利息、④保証料、⑤資産取得対価等の支払いのうち、米国人が損金算入している部分 (Base Erosion Tax Benefit) を加算したものに10%を乗じた金額が、通常の方法で計算した法人税額を上回った部分を課税するものである。ただしその前提として、50%超の資本関係にある直近3事業年度の米国内「Gross Receipt」平均が500百万米ドル以上、かつ、税源侵食割合が全体の費用の3%以上であるので、日系企業としては相当大きなオペレーションがある先以外は対象とならない。

図表4. 税源侵食防止規定による影響

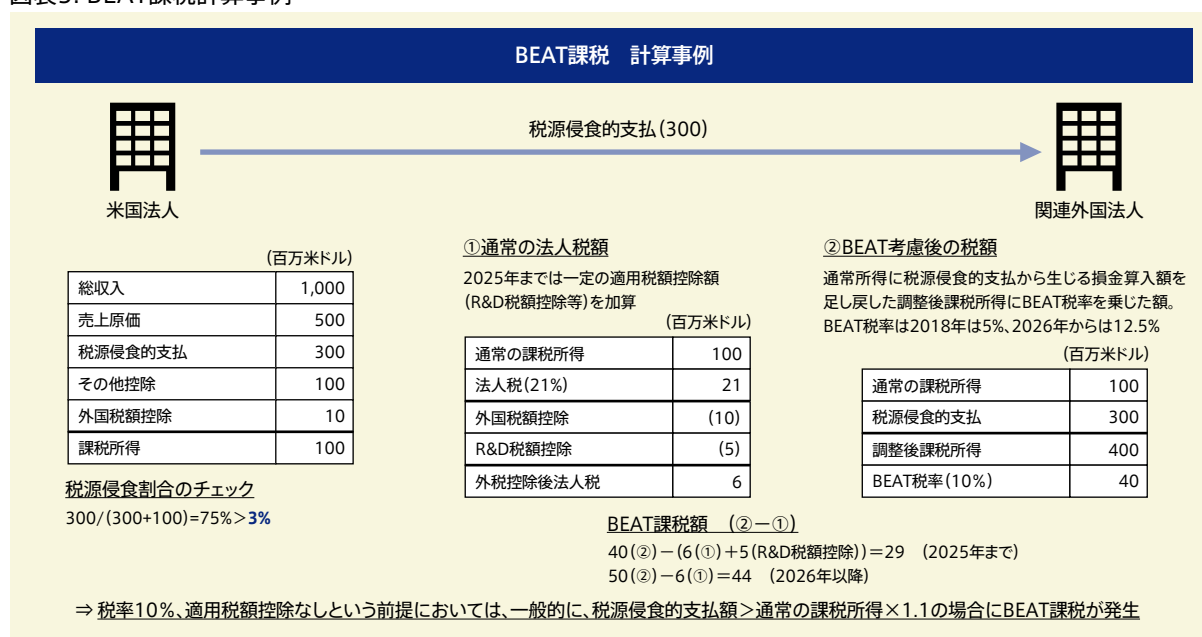


出所: みずほ銀行国際戦略情報部作成

かかる前提でということであるが、米国外関連者に業務をアウトソースしている場合や、親会社などから保証を受けている場合、あるいは米国外にファイナンスカンパニーがあって借入れをしている場合、もしくは

は、知的財産権が米国外にあり、ロイヤリティを支払っている場合などは要注意である。以下に、計算事例を掲載する。

図表5. BEAT課税計算事例



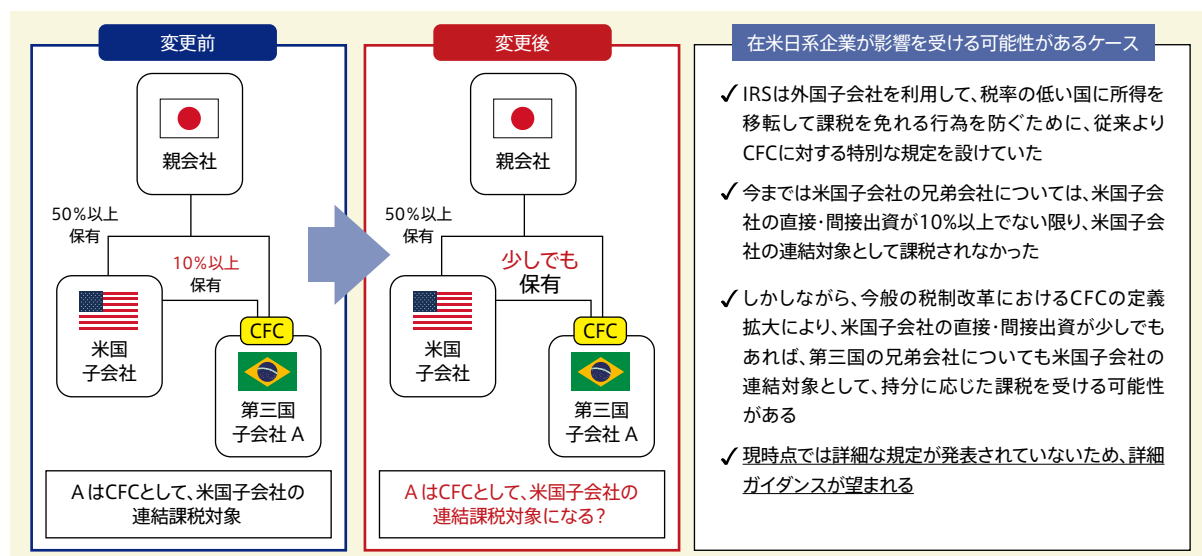
出所: PwCセミナー資料等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

日系企業への影響(その4) CFC(被支配外国法人)の定義拡大による影響

今回の税制改革において大きなポイントとなりそうなのが、CFCの定義拡大である。従来、米国子会社の、第三国における兄弟会社が米国にて連結課税対象となるには、米国子会社との直接の資本関係が10%以上あることが必要であった。しかしながら、今回の改革により、米国子会社が第三国の兄弟会社に少しでも直接出資していた場合、係る兄弟会社は米国子会社の連結課税対象となる。

日系企業においては、中南米子会社がこのような資本構造になっているケースが散見されるため、今回の税制改革によりCFC対象となる兄弟会社が増え、その結果、増税となる可能性にも注意が必要である。ただし、現時点では詳細な規定が発表されておらず、かつ会計士間でも見解の相違が見られるため、今後のガイダンスが望まれる。

図表6. CFCの定義拡大による影響



出所: みずほ銀行国際戦略情報部作成

事業法人にとってのタイムフレーム別必要アクション

米国にてオペレーションを有する日系企業において必要となるアクションを、短期・中長期に分けて整理したのでご覧いただきたい。

図表7. タイムフレーム別の想定タスク

	短期	中長期
在米日系企業 対応タスク・影響	①税務インパクト測定 (a. 強制見なし配当課税、b. 繰延税金資産等) ②新しい税制に基づいた決算開示対応 (株主に対する決算への影響の説明責任) ③コントロールできるインパクトの調整 (控除前倒し、益金後倒し等) ④強制見なし配当課税支払いの手当て (12月決算であれば、4月16日までの予定納税を要する)	①米州組織再編の検討 (米国統括設立、CFC回避など) ②製造拠点、R&D拠点(知的財産権)の米国内移転によるサプライチェーンの再編検討 (ただし、NAFTA再交渉など複合要因の影響あり) ③米国外からの借入、保証、支払ロイヤリティの抑制 ④コンペティター、自社仕入・販売先の戦略注視 ⑤減税、国外留保利益還流にともなう自社株買い、借入圧縮等によるROE好転 ※②③についてはBEAT課税の対象となること 詳細は図表4参照

出所：みずほ銀行国際戦略情報部作成

最後に

今般の米国税制改革は単なる減税ではなく、さまざまなリスクやビジネスチャンスを含んでいるものである。早期にその本質を理解し、リスクを回避しつつ、うまくビジネスに活用するべきものである。

- *1 ①法人の25%以上の持分を有する株主(25%株主)、②25%株主と50%超の持分関係でつながる関連者、および③当該法人と50%超の持分関係でつながる関連者、のいずれか
- *2 米国法人が10%以上保有する外国法人または、CFC、あるいは議決権または株式合計の50%超を、当該CFCを10%以上所有する米国株主によって所有されている法人-改定前定義

本資料記載の情報は法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。